



## 第55回 定時株主総会

# 招集ご通知

**開催日時** 令和5年6月28日（水曜日）午前10時  
受付開始 午前9時30分

**開催場所** 新潟県上越市中央1丁目2番7号  
ホテルセンチュリーイカヤ本館3階  
飛天の間

**決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件  
第4号議案 取締役の報酬額改定の件

### 目次

第55回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	2
株主総会参考書類	5
事業報告	15
計算書類	40
連結計算書類	43
監査報告	46

株主各位

証券コード 1828

令和5年6月7日

新潟県上越市大字福田20番地

**田辺工業株式会社**

代表取締役社長 **四月朔日 義雄**

## 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tanabe-ind.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/1828/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和5年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	令和5年6月28日（水曜日）午前10時 受付開始 午前9時30分
2 場 所	新潟県上越市中央1丁目2番7号 ホテルセンチュリーイカヤ本館3階 飛天の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第55期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告、計算書類報告の件</li> <li>第55期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金処分の件</li> <li>第2号議案 取締役7名選任の件</li> <li>第3号議案 監査役3名選任の件</li> <li>第4号議案 取締役の報酬額改定の件</li> </ol>
4 議決権の行使等についてのご案内	【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ① 計算書類の「個別注記表」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役（監査等委員会、監査委員会）が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

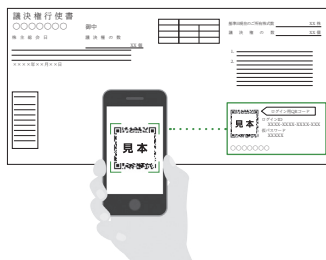


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、内部留保の充実により企業体質の強化をはかりながら株主の皆様へは安定した配当を維持しつつ、さらに業績の伸展などを勘案して特別配当を実施するなど、株主に利益還元することを基本方針としております。第55期の期末配当につきましては、当期の業績、配当性向及び財務状況等を総合的に勘案し1株につき40円（前期比7円増）といたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>40円</b> 配当総額 <b>428,036,640円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	令和5年6月29日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性
1	わたぬき よしお 四月朔日 義雄	代表取締役社長兼社長執行役員	再任
2	みず さわ ふみ お 水 澤 文 雄	取締役常務執行役員 大阪支店、名古屋支店、 姫路技術センター、電力事業部、 タナバタイランド社担当	再任
3	やま くち ひさ ゆき 山 口 久 行	取締役常務執行役員 青海支店長、品質・安全推進室、 技術部、北陸支店、大牟田支店担当	再任
4	ごん もり ゆう いち 権 守 勇 一	取締役上席執行役員 管理部長	再任
5	あお き えい いち 青 木 栄 一	常務執行役員 千葉支店長、鹿島支店、 埼玉技術センター担当	新任
6	よこ た ゆう いち 横 田 猶 一	社外取締役	再任 社外 独立
7	の もと なお き 野 本 直 樹	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

わたぬきよしお  
四月朔日義雄

再任

生年月日

昭和16年7月3日生

所有する当社の株式数

320,500株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

2

みずさわふみお  
水澤文雄

再任

生年月日

昭和30年4月22日生

所有する当社の株式数

55,700株

取締役会出席状況

17/17回

### 略歴、当社における地位及び担当

昭和44年2月 当社入社  
昭和56年10月 当社取締役営業部長  
平成2年4月 当社常務取締役営業本部長  
平成2年6月 当社専務取締役営業本部長  
平成10年10月 当社代表取締役社長  
平成21年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）

### 重要な兼職の状況

—

### 取締役候補者とした理由

四月朔日義雄氏は、昭和44年入社、取締役営業部長、常務取締役、専務取締役を経て、平成10年に代表取締役社長に就任。同氏は当社全体にわたる事業経営に関し、豊富な経験と知見を有しており、当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

### 略歴、当社における地位及び担当

昭和58年2月	当社入社	平成28年6月	当社取締役常務執行役員 北陸支店長、電力事業部担当
平成10年9月	タナベタイランド社代表取締役社長	平成30年4月	当社取締役常務執行役員 大阪支店長、名古屋支店、姫路技術センター担当
平成15年6月	当社取締役産機エンジニアリング部長	令和3年4月	当社取締役常務執行役員 大阪支店、名古屋支店、姫路技術センター、タナベタイランド社担当
平成21年6月	当社取締役退任 当社上席執行役員産機エンジニアリング部長、電力事業部担当	令和4年4月	当社取締役常務執行役員 大阪支店、名古屋支店、姫路技術センター、電力事業部、タナベタイランド社担当（現任）
平成22年4月	当社上席執行役員 埼玉技術センター長		
平成23年4月	当社上席執行役員 営業部長		
平成24年4月	当社上席執行役員 北陸支店長		
平成25年6月	当社取締役上席執行役員 北陸支店長、電力事業部担当		

### 重要な兼職の状況

—

### 取締役候補者とした理由

水澤文雄氏は、昭和58年入社、主に電気計装事業・電力事業に携わり、タナベタイランド社代表取締役を経て、平成25年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は現場に精通した豊富な経験と知見を有するとともに、海外での豊富な経験と実績を活かし、グローバルな視点で当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

3

やまぐち ひさゆき  
山口 久行

再任

生年月日

昭和31年6月15日生

所有する当社の株式数

29,800株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

4

ごん もり ゆう いち  
権守 勇一

再任

生年月日

昭和32年2月18日生

所有する当社の株式数

17,000株

取締役会出席状況

17/17回

### 略歴、当社における地位及び担当

昭和54年4月 当社入社  
平成21年6月 当社執行役員 千葉支店長  
平成25年4月 当社執行役員 青海支店長  
平成25年6月 当社上席執行役員 青海支店長  
平成26年6月 当社取締役上席執行役員 青海支店長  
平成28年6月 当社取締役常務執行役員 青海支店長  
平成30年4月 当社取締役常務執行役員 青海支店長、品質・安全推進室、北陸支店担当  
令和2年6月 当社取締役常務執行役員 青海支店長、品質・安全推進室、北陸支店、大牟田支店担当  
令和4年6月 当社取締役常務執行役員 青海支店長、品質・安全推進室、技術部、北陸支店、大牟田支店担当（現任）

### 重要な兼職の状況

—

### 取締役候補者とした理由

山口久行氏は、昭和54年入社、主に産業プラント設備工事事業に携わり、平成26年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は現場に精通した豊富な経験・知見を有するとともに、当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

### 略歴、当社における地位及び担当

昭和54年4月 当社入社  
平成25年4月 当社 事務部長  
平成26年6月 当社執行役員 事務部長  
平成27年6月 当社上席執行役員 事務部長  
平成28年6月 当社取締役上席執行役員 事務部長  
平成30年4月 当社取締役上席執行役員 管理部長（現任）

### 重要な兼職の状況

—

### 取締役候補者とした理由

権守勇一氏は、昭和54年入社以来、主に、経理・財務等の業務に携わり、平成28年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は経営管理業務及び事業経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

あ お き え い い ち  
青 木 栄 一

新任

生年月日

昭和35年9月25日生

所有する当社の株式数

12,000株

取締役会出席状況

—

候補者番号

6

よ こ た ゆ う い ち  
横 田 猶 一

再任

社外

独立

生年月日

昭和28年6月17日生

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

17/17回

### 略歴、当社における地位及び担当

昭和60年4月 当社入社  
平成25年4月 当社 鹿島支店長  
平成28年6月 当社執行役員 鹿島支店長  
平成30年4月 当社執行役員 千葉支店長、鹿島支店担当  
令和元年6月 当社上席執行役員 千葉支店長、鹿島支店担当  
令和4年6月 当社常務執行役員 千葉支店長、鹿島支店、埼玉技術センター担当（現任）

### 重要な兼職の状況

—

### 取締役候補者とした理由

青木栄一氏は、昭和60年入社、主に産業プラント設備工事事業に携わり、令和4年6月より常務執行役員に就任しております。同氏は様々な大型案件のプロジェクトに携わるなど、現場を統括した豊富な経験・知見を有するとともに、当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、取締役候補者となりました。

### 略歴、当社における地位及び担当

昭和47年4月 三菱電機株式会社 入社  
平成18年4月 同社 関越支社 新潟支店長  
平成24年4月 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関越支社 ファシリティー営業部長  
平成26年4月 同社 関越支社 支社長付・新潟支店囑託駐在  
平成28年3月 同社 退職  
平成28年6月 当社社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

—

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

横田猶一氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、平成28年6月より当社社外取締役に就任し、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただいております、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

7

の も と な お き  
**野本直樹**

再任

社外

独立

生年月日

昭和33年12月24日生

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

16/17回

### 略歴、当社における地位及び担当

昭和62年10月 監査法人中央会計事務所 入所（合併により中央新光監査法人）  
平成元年7月 中央新光監査法人 退職  
平成元年7月 太田昭和監査法人 入所（現 EY新日本有限責任監査法人）  
平成22年9月 同所 長岡事務所長  
平成29年6月 EY新日本有限責任監査法人 退職  
平成29年7月 野本直樹公認会計士事務所 所長(現任)  
平成30年6月 **当社社外取締役（現任）**

### 重要な兼職の状況

野本直樹公認会計士事務所 所長

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野本直樹氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に活かしていただき、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただきたいため、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の内、横田猶一氏と野本直樹氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 当社は、横田猶一氏と野本直樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
  4. 当社は、横田猶一氏と野本直樹氏を会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。再任が承認された場合は同契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
  5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、当社のすべての取締役、執行役員および監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は令和5年6月30日に更新する予定であります。
  6. 横田猶一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
  7. 野本直樹氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

第3号議案

## 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性
1	こすぎ すなお 小杉 順	常勤監査役	再任
2	いとう ひでお 伊藤 秀夫	社外監査役	再任 社外 独立
3	しま むねりゅう いち 島 宗隆 一	社外監査役	再任 社外 独立

**再任** 再任監査役候補者

**社外** 社外監査役候補者

**独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

こ すぎ すなお  
小杉 順

再任

生年月日

昭和25年11月11日生

所有する当社の株式数

68,200株

監査役会出席状況

11/11回

候補者番号

2

い と う ひ で お  
伊藤 秀夫

再任

社外

独立

生年月日

昭和29年8月1日生

所有する当社の株式数

一

監査役会出席状況

11/11回

### 略歴、当社における地位

昭和49年4月 当社入社  
平成6年4月 当社産機エンジニアリング部長  
平成7年6月 当社取締役青海支店長  
平成21年6月 当社取締役常務執行役員青海支店長、営業統括(北信越)  
平成25年4月 当社取締役常務執行役員千葉支店長、鹿島支店担当  
平成28年6月 当社常勤監査役(現任)

### 重要な兼職の状況

—

### 監査役候補者とした理由

小杉順氏は、当社において取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、当社全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、これらを活かして客観的及び中立的な立場から意見を述べ、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査役候補者となりました。

### 略歴、当社における地位

平成5年4月 弁護士登録  
平成9年4月 緑風法律事務所 所長(現任)  
平成19年4月 新潟県弁護士会副会長  
平成23年6月 当社社外監査役(現任)  
平成24年4月 新潟県弁護士会会長

### 重要な兼職の状況

緑風法律事務所 所長

### 社外監査役候補者とした理由

伊藤秀夫氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた法律知識や経験に基づく助言等が当社の監査体制に資するものと考え、引き続き社外監査役候補者となりました。

候補者番号

3

しま むね りゅう いち  
島 宗 隆 一

再任

社外

独立

生年月日

昭和30年8月16日生

所有する当社の株式数

—

監査役会出席状況

11/11回

### 略歴、当社における地位

昭和53年4月 関東信越国税局 採用  
平成21年7月 小千谷税務署長  
平成23年7月 関東信越国税局 企画課長  
平成24年7月 関東信越国税局 人事第一課長  
平成26年7月 関東信越国税局 徴収部次長  
平成27年7月 関東信越国税局 調査査察部長  
平成28年7月 関東信越国税局 退職  
平成28年8月 税理士登録  
平成29年10月 齋藤・島宗会計 宮内事務所 所長(現任)  
令和元年6月 日本精機株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)  
令和元年6月 当社社外監査役(現任)

### 重要な兼職の状況

齋藤・島宗会計 宮内事務所 所長  
日本精機株式会社 社外取締役(監査等委員)

### 社外監査役候補者とした理由

島宗隆一氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、税理士として培われた高度な専門知識を有しており、これらを当社の監査体制に反映していただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な監査をしていただくため、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 伊藤秀夫氏、島宗隆一氏は、社外監査役候補者であります。
  - 当社は、伊藤秀夫氏と島宗隆一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
  - 当社は、伊藤秀夫氏と島宗隆一氏を会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。再任が承認された場合は同契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、当社のすべての取締役、執行役員および監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は令和5年6月30日に更新する予定であります。
  - 伊藤秀夫氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。
  - 島宗隆一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
  - 島宗隆一氏は令和5年6月28日をもって日本精機株式会社の社外取締役(監査等委員)を退任される予定であります。

## 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第38回定時株主総会において、年額170,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮し、また経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することに伴い、取締役の報酬額を年額220,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告④会社役員に関する事項（2）②役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

# 事業報告 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

## 1 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和され、各種政策の効果などにより社会経済活動の正常化が進みました。一方、ウクライナ情勢の長期化等によるエネルギー価格や物価の高騰、原材料の供給制約や、世界的な金融引き締め等が続く中で、景気は不透明な状況が続いております。

設備工事業界におきましては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資も持ち直しの動きが見られました。しかしながら、国内外の景気動向が不透明な状況等から、お客様の投資判断は慎重な動きとなり、受注・価格競争は厳しい状況で推移しております。

このような状況下で、当社はおお客様のニーズに合った設備の提案を積極的に行い、受注の確保・拡大に努めてまいりました。半導体・EV材等の製造に関連する大型プラント建設工事、環境負荷低減に向けた取り組みに関連する工事、定期修繕工事等を中心とした受注があり、前期を上回る受注高となりました。売上高は、新型コロナウイルス感染症による施工環境への影響は少なく、工事の進捗は概ね順調に推移したことや前期繰越工事の完成などから、前期を上回りました。

利益面につきましては、売上高の増加、施工体制の確立、施工効率の改善、原価管理の徹底により、営業利益、経常利益並びに当期純利益とも前期を上回りました。

	第54期 (令和4年3月期)	第55期 (令和5年3月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	44,644	46,376	3.9%増
売上高	39,623	40,739	2.8%増
経常利益	2,756	2,860	3.8%増
当期純利益	1,766	1,792	1.5%増
次期繰越高	19,877	25,513	28.4%増



会社の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

### 産業プラント 設備工事部門

売上高  
**19,248**百万円  
(前期比2.7%増)

民間プラント・機械装置を主体としております産業プラント設備工事部門は、半導体・E V材等の製造に関連する大型プラントの建設工事、環境負荷低減に向けた取り組みに関連する工事を中心とした受注があり、受注高24,248百万円（前期比8.9%増）、売上高19,248百万円（前期比2.7%増）ともに前期を上回りました。



### 設備保全工事部門

売上高  
**9,996**百万円  
(前期比8.2%増)

民間プラント保全工事を主体としております設備保全工事部門は、工場設備の定期修繕工事を中心とした受注が堅調でありましたが、受注高9,736百万円（同2.8%減）と前期を若干下回りました。売上高は工事の進捗が概ね順調であり9,996百万円（同8.2%増）と前期を上回りました。



### 電気計装工事部門

売上高  
**7,796**百万円  
(前期比0.8%減)

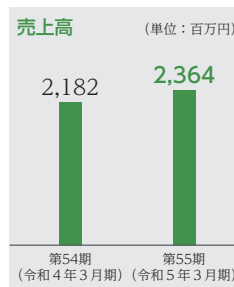
電気計装工事部門は、産業プラント設備工事部門とのジョイントによる、プラント建設工事を中心とした受注があり、受注高8,795百万円（前期比3.2%増）と前期を上回りましたが、売上高は翌期以降に進捗が予定されている工事もあり、7,796百万円（前期比0.8%減）と前期並みとなりました。



## 送電工事部門

売上高  
**2,364** 百万円  
(前期比8.3%増)

送電工事部門は、電力会社の設備保守等の受注が堅調であり、受注高2,434百万円（前期比9.4%増）、売上高2,364百万円（前期比8.3%増）ともに前期を上回りました。



## 管工事部門

売上高  
**1,207** 百万円  
(前期比16.7%減)

管工事部門は、民間設備工事において前期のような大型物件の受注がなく、受注高1,039百万円（前期比30.0%減）、売上高1,207百万円（前期比16.7%減）ともに前期を下回りました。



## 鑄造用工業炉部門

売上高  
**126** 百万円  
(前期比14.3%減)

鑄造用工業炉部門は、受注高は121百万円（前期比9.4%減）、売上高は126百万円（前期比14.3%減）と前期を下回りました。



(単位：百万円)

部 門	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
産業プラント設備工事	11,357	24,248	19,248	16,357
設備保全工事	1,774	9,736	9,996	1,513
電気計装工事	5,999	8,795	7,796	6,998
送電工事	197	2,434	2,364	268
管工事	533	1,039	1,207	366
鑄造用工業炉	14	121	126	9
合 計	19,877	46,376	40,739	25,513

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は768百万円であります。主なものは建物・構築物であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

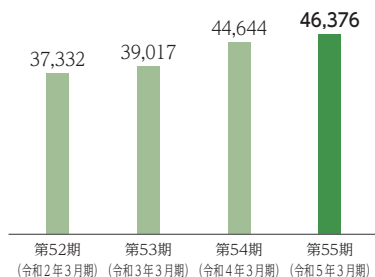
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

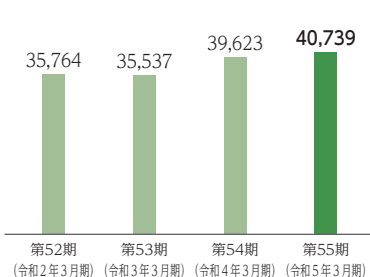
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

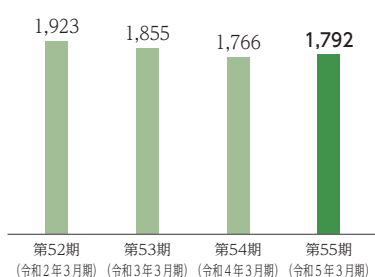
受注高 (単位：百万円)



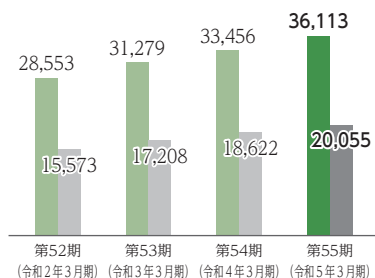
売上高 (単位：百万円)



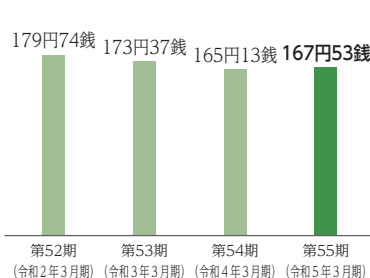
当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第52期 (令和2年3月期)	第53期 (令和3年3月期)	第54期 (令和4年3月期)	第55期 (当事業年度) (令和5年3月期)
受注高	(百万円)	37,332	39,017	44,644	46,376
売上高	(百万円)	35,764	35,537	39,623	40,739
当期純利益	(百万円)	1,923	1,855	1,766	1,792
1株当たり当期純利益	(円)	179円74銭	173円37銭	165円13銭	167円53銭
総資産	(百万円)	28,553	31,279	33,456	36,113
純資産	(百万円)	15,573	17,208	18,622	20,055

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
タナベタイランド社	700,921 (200,000千タイバツ)	100	表面処理事業、産業機械装置の製造・販売
田工実業（上海）有限公司	500,000 (29,970千円)	100	産業機械装置の販売・輸出入・メンテナンス
タナベエンジニアリング シンガポール社	102,719 (1,600千シンガポールドル)	100	プラント設備の設計・施工・メンテナンス
タナベテクニカルサービス マレーシア社	96,940 (3,500千マレーシアリンギット)	100	プラント設備の設計・施工・メンテナンス

#### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社であり、当事業年度の連結売上高は42,944百万円（前期比1.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,656百万円（前期比11.6%減）となりました。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しは、日本国内においては、ウィズコロナの下、各種政策の効果などにより景気の持ち直しが期待されます。一方、世界的な金融引き締めが続く中、海外景気の下振れが国内経済を下押しするリスクもあり、先行きは予断を許さない厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況下、当社グループの事業においても、労務情勢の変化や物価高騰、供給面での制約等を注視しつつ、事業展開する必要がありますが、次の諸施策を推進することにより、中期的には連結売上高500億円以上、連結営業利益率8%以上、ROE10%以上、海外比率15%以上の達成を目指し、受注の確保、業績の確保に傾注してまいります。

- ①大型、高レベルのEPC案件の受注拡大を図る。(スケールアップ)
- ②国内拠点の体制強化を図る。(大牟田、中京、関西)
- ③自動化・省力化ニーズに対し、当社独自技術と各メーカーの技術融合による、高付加価値の装置・システムの確立を図る。
- ④海外子会社の業績改善を図る。(ビジネスモデルの再構築、安定的な商流の確立)
- ⑤人的資本への更なる投資。(人材採用、人材育成)
- ⑥ものづくりの最先端技術へ積極的なアプローチを図る。(EV材、カーボンニュートラル等)
- ⑦社会課題に向けた取り組みを推進する。(ESG、SDGs対応)
- ⑧「働き方改革」に向け業務のDX推進(設計・施工管理のデジタル化等)に取り組む。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (令和5年3月31日現在)

当社は、化学・医薬・自動車部材工業界向け製造設備の製作から据付、保全工事を一貫して行っております。併せて、公共、電力会社向けインフラ施設を手がけております。

部門	事業内容
産業プラント設備工事	化学・医薬、その他工業部材等のプラント設備・装置、環境設備、各種省力機器システム、自動化機器の設計・製作・施工、ウェアラブルカメラの開発・販売
設備保全工事	化学・医薬等のプラント設備、発電所機器の設備診断・保全改修
電気計装工事	化学・医薬等のプラント設備、公共・一般建築物の電気計装設備、情報通信設備の設計・施工・運営、太陽光発電設備の設計・施工・売電
送電工事	送電用鉄塔建設、送配電線の新設・張替の施工
管工事	公共ガス水道、防消火設備、空調・衛生設備の設計・施工
鋳造用工業炉	アルミ鋳物生産用工業炉の設計・製作



(6) 主要な事業所及び工場 (令和5年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	新潟県上越市	鹿島支店・工場	茨城県神栖市
東京本社	東京都千代田区	大牟田支店・工場	福岡県大牟田市
大阪支店	大阪府大阪市	埼玉技術センター	埼玉県吉川市
名古屋支店	愛知県名古屋市	姫路技術センター	兵庫県姫路市
青海支店・工場	新潟県糸魚川市	幕張エンジセンター	千葉県千葉市
北陸支店・工場	新潟県上越市	電力事業部	新潟県上越市
千葉支店・工場	千葉県市原市	新潟営業所	新潟県新潟市

### (7) 使用人の状況 (令和5年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
821 (109) 名	+36 (+1) 名	41.0歳	15.7年

(注) 使用人数は就業人員で記載しており、臨時雇用者数は年間の平均人員を ( ) に外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況 (令和5年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	640
株式会社第四北越銀行	480
株式会社みずほ銀行	180

### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式の状況 (令和5年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 32,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,728,000株

(3) 株主数 10,358名

### (4) 大株主 (上位10位)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
田辺工業取引先持株会	934	8.73
有限会社ケイアンドアイ	860	8.03
株式会社第四北越銀行	500	4.67
四月朔日 義雄	320	2.99
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	305	2.85
田辺 よし江	304	2.84
田辺工業従業員持株会	285	2.66
田辺商事株式会社	244	2.28
出頭 久美子	221	2.06
合同会社TNB	220	2.05

(注) 持株比率は自己株式 (27,084株) を控除して計算しております。

## 3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (令和5年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	四月朔日 義 雄	
取締役 常務執行役員	水 澤 文 雄	大阪支店担当 名古屋支店担当 姫路技術センター担当 電力事業部担当 タナベタイランド社担当
取締役 常務執行役員	山 口 久 行	青海支店長 品質・安全推進室担当 技術部担当 北陸支店担当 大牟田支店担当
取締役 上席執行役員	権 守 勇 一	管理部長
取締役	横 田 猶 一	
取締役	野 本 直 樹	野本直樹公認会計士事務所所長
常勤監査役	小 杉 順	
監査役	伊 藤 秀 夫	緑風法律事務所所長
監査役	島 宗 隆 一	税理士法人齋藤・島宗会計 代表社員税理士 日本精機株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 横田猶一及び野本直樹の両氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役 伊藤秀夫及び島宗隆一の両氏は社外監査役であります。  
 3. 社外取締役 横田猶一及び野本直樹の両氏並びに社外監査役 伊藤秀夫及び島宗隆一の両氏は、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。  
 4. 島宗隆一氏は令和5年6月28日をもって日本精機株式会社の社外取締役(監査等委員)を退任される予定であります。

取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。（令和5年3月31日現在）

地位	氏名	担当
常務執行役員	青 木 栄 一	千葉支店長 鹿島支店担当 埼玉技術センター担当
上席執行役員	木戸間 重 親	営業部長 デジタルイノベーションセンター担当
執行役員	小 野 哲 也	タナベエンジニアリングシンガポール社社長 タナベテクニカルサービスマレーシア社社長
執行役員	田 中 稔	北陸支店長 幕張エンジセンター担当

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役	6	138,120
監査役	3	22,540
(社外役員)	4	21,540

- (注) 1. 上記社外役員の支給額は、取締役、監査役の支給額にそれぞれ含めております。  
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第38回定時株主総会において、年額170,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内とそれぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。  
4. 上記支給人員、支給額には、以下のものが含まれております。  
当事業年度に係る役員賞与55,000千円（取締役6名に対し48,300千円、監査役3名に対し6,700千円）

### ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

企業価値の持続的な向上を図り、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能する報酬体系を構築すべく、令和3年2月19日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### イ.基本方針

当社の役員報酬制度は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。）及び社外取締役の報酬は、金銭報酬である月額報酬及び賞与により構成することとする。

ロ.金銭報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業務執行取締役の報酬について、月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲等に基づき決定し、毎月支払うこととし、賞与は、当期の会社業績、その職責、配当、従業員の賞与水準、過去の支給実績等（以下「会社業績等」という。）を総合的に勘案して決定し、年に一度定時株主総会の翌日に支払うこととする。

社外取締役の報酬については、その職責及び市場水準等（以下「職責等」という。）を勘案して月額報酬及び賞与を決定することとする。その月額報酬は、毎月支払うこととし、賞与は、年に一度定時株主総会の翌日に支払うこととする。

ハ.各報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬は、金銭報酬（月額報酬及び賞与）のみとする。

ニ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（取締役に対する委任に関する事項を含む。）

個人別の取締役の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 四月朔日義雄がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額及び会社業績等又は職責等を踏まえた賞与の額の評価配分とする。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためである。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、個人別の取締役の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内において、代表取締役社長及び担当執行役員が報酬案を策定し、社外取締役に事前説明を行ったうえで、社外取締役の意見・助言を踏まえ、取締役会の協議により取締役の報酬額を決定し、上記委任を受けた代表取締役社長は、当該取締役会の決定を前提とし、その配分を決定することとする。

### **(3) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### **(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、すべての取締役、執行役員および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担する事となった訴訟費用及び損害賠償金等を填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。



## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 野本直樹氏は野本直樹公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と野本直樹公認会計士事務所との間には、特別な関係はありません。

監査役 伊藤秀夫氏は緑風法律事務所の所長であります。なお、当社と緑風法律事務所の間には、特別な関係はありません。

監査役 島宗隆一氏は税理士法人齋藤・島宗会計の代表社員税理士及び日本精機株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と税理士法人齋藤・島宗会計及び日本精機株式会社の間には、特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
取締役 横 田 猶 一	17回	17回	—	—
取締役 野 本 直 樹	17	16	—	—
監査役 伊 藤 秀 夫	17	17	11回	11回
監査役 島 宗 隆 一	17	17	11	11

・ 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 横田猶一氏は、他社での豊富な業務経験と知識を活かし、取締役会において議案審議および当社の経営全般に適宜的確な助言を行っており、専門的な立場から質問・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役 野本直樹氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において議案審議および当社の経営全般に必要な発言を行っており、独立した立場から質問・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査役 伊藤秀夫氏は、取締役会及び監査役会において、弁護士としての経験や専門的見地から審議に関して必要な発言を行っております。

監査役 島宗隆氏は、取締役会及び監査役会において、税理士として主に財務、税務的な見地から審議に関して必要な発言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるタナベタイランド社、田工実業（上海）有限公司、タナベエンジニアリングシンガポール社及びタナベテクニカルサービスマレーシア社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」について以下のとおり決定しております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規程」を定め、コンプライアンスを基本とした経営の強化をはかる。
- ② 「職務権限規程」により、適正に職務の執行が行われる体制とする。
- ③ 監査室は、職務執行を監査、評価し、職務執行の適正を確保する。
- ④ 「内部通報制度」を活用し、違反者の早期発見をはかるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にする。

#### (2) 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

役職員は、取締役会、経営会議等の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報を、「文書取扱規程」、「保存文書年限表」の定めるところに従い適切に保存し管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関する特に重要な施工上のリスク、労働災害のリスクは、各部・支店で施工計画会議、安全衛生会議等でリスク管理を行う。与信管理、情報セキュリティ管理は管理部を中心としてリスク管理を行う。その他のリスクは各部門長がリスク管理を行う。各部門長は、必要に応じリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ② 新たにリスクが生じた場合は、取締役会において速やかに対応責任者を決定する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 意思決定のプロセスの簡素化、迅速化をはかるとともに、重要事項については、毎月1回開催する経営会議でより慎重な意思決定を行う。
- ③ 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
- ④ 年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し予算管理会議を通して全社ベースでの進捗状況を管理する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は月次報告、四半期報告の他、子会社の取締役等の職務の執行について定期的に報告を行う。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 子会社の事業に関するリスクは、子会社でリスク管理を行う。
2. 新たなリスクが生じた場合は、速やかに当社担当役員に報告し、その対応を協議する。
3. 子会社は、リスク管理に係わる体制を整備し、当社はその体制確保のため支援を行う。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

1. 当社は、子会社に関する重要な事項は取締役会、経営会議で決定する。
2. その他の事項の決定は、当社職務権限規程、子会社が定める職務権限に従い役割分担を明確にし、効率的な運用を行う。
3. 年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し毎月進捗状況を管理する。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 子会社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規程」で、コンプライアンスを基本とした経営の強化をはかる。
2. 海外子会社は、当該国の法令、規則、商習慣を遵守する体制を整備する。
3. 監査室は子会社の内部監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 現在、監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役会が必要とした場合は、取締役会は監査役会と協議のうえ、業務補助のため監査役スタッフを置くとともに必要な協力を行う。
- ② 監査役の要請により、監査室、管理部は監査業務を補助する。
- ③ 監査役スタッフの人選、人事考課等については、監査役会の意見を尊重し、同意を得たうえで行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役スタッフを置く場合は、監査役は、指示の実効性の確保のために、監査役スタッフに対して指揮命令権を有する。
- ② 取締役会は、監査スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(8) 当社の監査役に報告をするための体制

- ① 役職員（子会社含む）は、会社に重大な損害を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、直ちに監査役に報告する。
- ② 役職員（子会社含む）は、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ③ 各支店・部を統括する役職員は、必要に応じ担当する部門のリスク管理業務執行状況等について報告する。

(9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社及び子会社は、報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いが生じないことを確保する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払等を請求した場合又は会計監査人・弁護士、その他の各分野の専門家に対して相談する場合、職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、その費用は会社が負担する。

(11) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。
- ② 監査室は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報及び意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行に関する運用状況の概要

取締役会は社外取締役2名を含む6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は毎月1回開催し（当事業年度は17回開催）、経営方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行いました。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確にするため執行役員を置き、意思決定の迅速化・効率化をはかっております。

### (2) 監査役の職務執行に関する運用状況の概要

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、原則月1回開催し（当事業年度は11回開催）、監査役会が決定した監査計画、監査業務分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しました。また、取締役会、その他必要に応じ重要な会議に出席し、経営の監視や部門別に業務執行状況の監査を行うとともに、監査室及び会計監査人との間で定期的に情報交換を行い、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しました。

### (3) コンプライアンスに関する運用状況の概要

当社では「田辺工業グループ倫理規程」を定め、従業員が法令等を遵守した職務の執行を行うための行動指針を明確にしております。具体的には、法令遵守を定めた行動指針の社内掲示等による啓蒙、社内研修や会議体を通じて関係法令の改正等に関する情報共有と対応方針について周知をはかりました。

また、違反行為を早期発見、是正するために内部通報制度を設け運用しております。

### (4) リスク管理体制に関する運用状況の概要

当社では、事業に関する特に施工上のリスク、労働災害のリスクを低減、回避するため各部・各支店において施工会議、安全衛生会議等でリスク管理を実施しました。また、当社の品質・安全推進室の主導による各部門におけるリスクの識別・分析や、管理部が中心となった情報ネットワークの社内整備・情報保存媒体の使用制限を設ける等の活動を通じて、各リスクの低減に努めております。

### (5) 子会社経営管理に関する運用状況の概要

当社グループでは、各子会社の経営状況及び業務執行について、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社から報告を受け業務執行を管理し子会社の業務の適正を確保しております。

(6) 内部監査体制に関する運用状況の概要

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために業務執行ラインから独立した社長直轄の組織である監査室により、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。

また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。



# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第55期 令和5年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,185,668</b>
現金預金	5,107,587
受取手形	36,541
電子記録債権	508,442
完成工事未収入金	19,936,962
未成工事支出金	109,830
材料貯蔵品	142,785
短期貸付金	116,948
前払費用	45,975
その他	182,654
貸倒引当金	△2,060
<b>固定資産</b>	<b>9,928,080</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,495,208</b>
建物・構築物	3,653,935
機械・運搬具	357,807
工具器具・備品	277,552
土地	3,061,971
リース資産	52,567
建設仮勘定	91,373
<b>無形固定資産</b>	<b>272,524</b>
借地権	62,154
その他	210,369
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,160,347</b>
投資有価証券	406,048
関係会社株式	900,722
出資金	997
長期貸付金	3,571
長期前払費用	992
繰延税金資産	748,326
その他	99,688
<b>資産合計</b>	<b>36,113,749</b>

科目	第55期 令和5年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>14,773,535</b>
支払手形	479,961
電子記録債務	3,037,067
工事未払金	5,204,065
短期借入金	1,000,000
リース債務	28,511
未払金	1,179,338
未払費用	332,390
未払法人税等	558,565
未成工事受入金	1,463,471
預り金	37,418
完成工事補償引当金	22,241
賞与引当金	1,270,828
役員賞与引当金	55,000
設備支払手形	104,675
<b>固定負債</b>	<b>1,284,782</b>
長期借入金	300,000
長期未払金	130,000
リース債務	28,660
退職給付引当金	826,122
<b>負債合計</b>	<b>16,058,318</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>20,001,442</b>
資本金	885,320
資本剰余金	1,475,320
資本準備金	1,475,320
利益剰余金	17,647,823
利益準備金	141,200
その他利益剰余金	17,506,623
別途積立金	7,152,000
繰越利益剰余金	10,354,623
自己株式	△7,020
評価・換算差額等	53,987
その他有価証券評価差額金	53,987
<b>純資産合計</b>	<b>20,055,430</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>36,113,749</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

## 損益計算書

(単位：千円)

科目	第55期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
売上高	40,739,645
売上原価	33,908,017
売上総利益	6,831,627
販売費及び一般管理費	4,104,703
営業利益	2,726,924
営業外収益	168,645
受取利息配当金	59,337
その他	109,307
営業外費用	35,391
支払利息	11,293
その他	24,097
経常利益	2,860,178
特別利益	74
固定資産売却益	64
ゴルフ会員権売却益	9
特別損失	56,500
固定資産処分損	48,588
投資有価証券評価損	7,912
税引前当期純利益	2,803,752
法人税、住民税及び事業税	1,017,688
法人税等調整額	△6,683
当期純利益	1,792,747

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

## 株主資本等変動計算書 第55期 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				特別償却 準備金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
令和4年4月1日 期首残高	885,320	1,475,320	141,200	46,445	7,152,000	8,868,560	16,208,205	△ 7,020	18,561,825
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩				△ 46,445		46,445	—		—
別途積立金の積立									
剰余金の配当						△ 353,130	△ 353,130		△ 353,130
当期純利益						1,792,747	1,792,747		1,792,747
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△ 46,445	—	1,486,063	1,439,617	—	1,439,617
令和5年3月31日 期末残高	885,320	1,475,320	141,200	—	7,152,000	10,354,623	17,647,823	△ 7,020	20,001,442

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
令和4年4月1日 期首残高	60,413	18,622,238
事業年度中の変動額		
特別償却準備金の取崩		—
別途積立金の積立		
剰余金の配当		△ 353,130
当期純利益		1,792,747
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 6,425	△ 6,425
事業年度中の変動額合計	△ 6,425	1,433,191
令和5年3月31日 期末残高	53,987	20,055,430

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第55期 令和5年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>27,608,853</b>
現金預金	6,174,237
受取手形・完成工事未収入金等	20,221,186
電子記録債権	508,442
未成工事支出金	127,609
その他棚卸資産	310,468
その他	268,971
貸倒引当金	△2,060
<b>固定資産</b>	<b>9,965,225</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,416,527</b>
建物・構築物	4,052,662
機械・運搬具・工具器具・備品	1,058,339
土地	3,152,404
リース資産	61,234
建設仮勘定	91,886
<b>無形固定資産</b>	<b>276,280</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,272,417</b>
投資有価証券	406,048
繰延税金資産	737,331
その他	129,037
<b>資産合計</b>	<b>37,574,079</b>

科目	第55期 令和5年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>15,051,506</b>
支払手形・工事未払金等	5,779,219
電子記録債務	3,037,067
短期借入金	1,000,000
リース債務	34,471
未払金	1,195,336
未払費用	422,869
未払法人税等	558,565
未成工事受入金	1,507,810
完成工事補償引当金	22,696
賞与引当金	1,270,828
役員賞与引当金	55,000
その他	167,640
<b>固定負債</b>	<b>1,554,922</b>
長期借入金	300,000
リース債務	30,184
長期未払金	130,000
退職給付に係る負債	1,094,737
<b>負債合計</b>	<b>16,606,428</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>20,828,974</b>
資本金	885,320
資本剰余金	1,475,320
利益剰余金	18,475,355
自己株式	△7,020
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>138,675</b>
その他有価証券評価差額金	53,987
為替換算調整勘定	223,874
退職給付に係る調整累計額	△139,186
<b>純資産合計</b>	<b>20,967,650</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>37,574,079</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

## 連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第55期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
売上高	42,944,179
売上原価	35,716,962
売上総利益	7,227,217
販売費及び一般管理費	4,494,320
営業利益	2,732,896
営業外収益	96,244
受取利息配当金	10,022
その他	86,222
営業外費用	44,126
支払利息	11,941
その他	32,185
経常利益	2,785,014
特別利益	74
固定資産売却益	64
ゴルフ会員権売却益	9
特別損失	149,117
固定資産売却損	757
固定資産処分損	48,588
投資有価証券評価損	7,912
減損損失	91,859
税金等調整前当期純利益	2,635,971
法人税、住民税及び事業税	1,013,788
法人税等調整額	△34,136
当期純利益	1,656,320
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,656,320

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

## 連結株主資本等変動計算書 第55期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで） (単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和4年4月1日 期首残高	885,320	1,475,320	17,172,165	△7,020	19,525,784
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 353,130		△ 353,130
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,656,320		1,656,320
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,303,190	－	1,303,190
令和5年3月31日 期末残高	885,320	1,475,320	18,475,355	△ 7,020	20,828,974

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
令和4年4月1日 期首残高	60,413	△ 15,680	△ 202,752	△ 158,019	19,367,765
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 353,130
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,656,320
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	△ 6,425	239,555	63,565	296,694	296,694
連結会計年度中の変動額合計	△ 6,425	239,555	63,565	296,694	1,599,885
令和5年3月31日 期末残高	53,987	223,874	△ 139,186	138,675	20,967,650

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和5年5月26日

田辺工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
新 潟 事 務 所  
指定有限責任社員 公認会計士 塚田一誠  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 顕  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田辺工業株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和5年5月26日

田辺工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 塚田一誠  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 顕  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田辺工業株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田辺工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月26日

田辺工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小杉 順 ㊟

社外監査役 伊藤 秀夫 ㊟

社外監査役 島宗 隆一 ㊟

以上







